

鳥取県告示第572号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年9月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年8月12日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成20年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ノーム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
吉田 尚代
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡南部町鶴田425-13
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害がある人に対して、自立及び社会参加の支援に関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現と地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。